

訪問介護 重要事項説明書

訪問介護利用者： _____ 様

事業所名：なごみのさと春日西 訪問介護事業所
(介護保険事業所番号：4073700702)



法人名：株式会社 親幸

重要事項説明書

株式会社 親幸
なごみのさと春日西 訪問介護事業所
訪問介護（予防）サービス 重要事項説明書

事業所はご利用者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

1. 法人の概要

名称	株式会社親幸
設立年月日	平成 17 年 7 月 1 日
代表者氏名	代表取締役 塩山 耕起
法人種別	営利法人
所在地	福岡県春日市一の谷 5-16
連絡先	電話：092-558-1571 FAX：092-558-1725

2. 当事業所の概要

名称	なごみのさと春日西 訪問介護事業所
開設年月日	平成 27 年 8 月 1 日
管理者氏名	中嶋 修一郎
所在地	福岡県春日市一の谷 5-16
事業所番号	4073700702
通常事業地域	春日市、那珂川市、福岡市、大野城市、太宰府市
連絡先	電話：092-558-1575 FAX：092-558-1726
営業日及び受付時間	営業日：月曜日から金曜日（祝日・12月30日～1月3日までを除く） 営業時間：午前 9 時 00 分から午後 6 時 00 分まで
サービス提供日及び提供時間	サービス提供日：月曜日から日曜日 提供時間：365 日 24 時間対応
事業の目的及び運営方針	介護保険法並びに契約に従い、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 訪問介護サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業所その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
第三者機関による評価の実施状況	実施なし

3. 当事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者兼サービス提供責任者	1人	0人	事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者兼訪問介護員	2人	0人	指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、指定訪問介護の提供に当たる。
訪問介護員	1人	10人	指定訪問介護の提供に当たる。

訪問介護員の資格内訳

	資格	常勤	非常勤	合計
訪問介護員	介護福祉士	3人	2人	5人
	介護職員実務者研修	1人	1人	2人
	介護職員初任者研修	0人	7人	7人

訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～2級課程を修了したものです。

介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障のある人の介護を行い、また家族介護者等に介護に関する指導・助言をします。

訪問介護員は、常に身分証明書を携帯しており、必要な場合はいつでも提示を求めることができます。

4. 利用可能なサービス（ホームヘルプサービス）

なごみのさと春日西の訪問介護（ホームヘルプサービス）は、サービスの内容により、「身体介護」「生活援助」の2つに分けられます。

まず、「身体介護」「生活援助」とは、それぞれ次のようなサービスです。

<身体介護>

ホームヘルパーが、ご利用者の身体に直接接触して行う介助。

介助に必要な準備及び後片付け。

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助や専門的な援助。

具体的には下記のようなサービスを提供します。

介助の種類	サービス内容
起床介助	起床、それに伴う着替えや整容の介助を行います。
就寝介助	就寝時の着替え、おむつ着用等の介助を行います。
排泄介助	おむつ交換、失禁の世話、差し込み便器の介助、トイレへの移動介助又は見守り・誘導等を行います。
衣服の着脱介助	寝間着や日常着の着脱の介助を行います。
身体の清拭・洗髪	身体を清潔に保つため、全身又は、部分的に体を拭きます。洗髪、手浴、足浴、など頭髪や手足を直接洗うことも含まれます。
入浴介助	浴室への誘導や見守り、入浴中の洗浄等を行います。ただし、本人が全く自立で移動できない場合等には、入浴サービス等の他のサービスが必要です。

食事介助	食事の介助で、全面介助、一部介助又は見守りを行います。配膳から後片付けまで含まれます。
体位交換	褥瘡防止等のために、1日何回か体位交換を行う際の介助を行います。
移乗・移動介助	車いす等への移乗する際の介助や居宅内での移動の際の介助を行います。
通院等の介助	病院への通院、買い物等の外出の際に付き添います。車椅子での移動や歩行の介助を行います。利用者やヘルパーの交通費は、原則として利用者負担です。

<生活援助>

掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助。

ご利用者が単身、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が行うことが困難な家事。

具体的には下記のようなサービスを提供します。

介助の種類	サービス内容
調理	利用者のための食事の調理、配膳、食後の後片付け、食品の管理を行います。利用者以外の家族等の食事の調理は含まれません。
住居の掃除・整理整頓	家屋内の掃除、ゴミ捨て、布団干し、日常生活用品等の整理整頓等を行います。場所は、利用者が日常使用している居室、台所、トイレ、風呂場等です。
洗濯	日常的な衣類の洗濯、洗濯物の取り込み整理、小物のアイロンがけのほか、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的技術が必要なく、短時間でできる範囲内の補修を行います。
買い物	日用品や食料品など生活必需品の買い物をを行います。買い物に伴う金銭管理には十分注意し、常に利用者の確認を得ながら行います。自宅から買い物に行くことが原則ですが、派遣時間の関係で訪問前に買い物をを行う場合には、利用者等と十分相談し買い物の内容を確認のうえ行います。
薬の受け取り	病院等への薬の受け取りや、役所等への事務的な手続（連絡等）を行います。

5. (原則として) 介護保険では提供できない事例

ご利用者本人以外の洗濯・調理・買い物・布団干し

主としてご利用者が使用する居室等以外の掃除

来客の応接（お茶、食事の手配など）

話し相手のみ・留守番

自家用車の洗車・清掃

草むしり、花木の水やり

ペットの世話（犬の散歩など）

家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え

大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ

室内外家屋の修理、ペンキ塗り

園芸（植木の剪定など）

特別な手間をかけて行う料理（おせち料理など）

6. 利用料金および支払方法

区分	提供時間	基本料金 (介護報酬額の1割/2割/3割)	介護保険 適用外料金 (単価 10.70 円)
身体介護型 (昼間)	身体介護 01 20分未満 (163単位)	175円/349円/524円	1,744円
	身体介護 1 20分以上30分未満 (244単位)	261円/522円/783円	2,610円
	身体介護 2 30分以上1時間未満 (387単位)	415円/828円/1,242円	4,140円
	身体介護 3 1時間以上1時間30分未満 (567単位)	607円/1,214円/1,820円	6,066円
	身体介護 4 1時間30分以上30分毎 (82単位)	89円/176円/264円	877円
生活援助型 (昼間)	生活援助 2 20分以上45分未満 (179単位)	192円/384円/575円	1,915円
	生活援助 3 45分以上 (220単位)	236円/471円/707円	2,354円
身体介護中心、併せて生活援助	身体 1 生活 1 身体 30分未満生活 45分未満 (309単位)	331円/662円/992円	3,306円
	身体 1 生活 2 身体 30分未満生活 45分以上70分未満 (374単位)	401円/801円/1,201円	4,001円
	身体 1 生活 3 身体 30分未満生活 70分以上 (439単位)	470円/940円/1,410円	4,697円
	身体 2 生活 1 身体 60分未満生活 45分未満 (452単位)	484円/968円/1,451円	4,836円
	身体 2 生活 2 身体 60分未満生活 45分以上70分未満 (517単位)	554円/1,107円/1,660円	5,531円
	身体 2 生活 3 身体 60分未満生活 70分以上 (582単位)	623円/1,246円/1,869円	6,227円
	身体 3 生活 1 身体 60分以上生活 45分未満 (632単位)	677円/1,353円/2,029円	6,762円
	身体 3 生活 2 身体 60分以上生活 45分以上70分未満 (697単位)	746円/1,492円/2,238円	7,457円
	身体 3 生活 3 身体 30分未満生活 70分以上 (762単位)	816円/1,631円/2,446円	8,153円

初回加算	初回加算（サービス初月）	214 円/428 円/642 円	2,140 円
その他加算	実施地域外片道 5 km未満	400 円	400 円
	実施地域外片道 5 km以上	1 kmあたり+100 円	1 kmあたり +100 円

- ① 介護給付費の計算は1ヶ月単位で行いますので、端数処理の関係で上記の金額とは円単位の誤差が生じることがございます。ご了承下さい。
- ② 利用者の方の介護保険サービス利用に係る負担割合については、保険者が発行する介護保険負担割合証に基づき、1割、2割または3割負担になります。
- ③ 介護職員等処遇改善加算(毎月)、緊急時訪問介護加算・訪問介護生活機能向上連携加算(必要時)、等の各種加算を計上します。
また同一建物減算により、当事業所と同一の建物又は、隣接する敷地内に所在する建物に入居されている方については、要介護認定者は1回あたり、要支援認定者は1ヶ月あたりの利用単位から、1割が減算されます。また、事業所において、前6か月に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が9割以上である場合、1割2分が減算されます。さらに居住する利用者の人数が1月当たり50人以上になる場合は、利用単位から1割5分が減算されます。
- ④ 通常の時間帯以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時から午前8時まで	午後6時から午後10時まで	午後10時から午前6時まで
加算割合	25%	25%	50%

- ⑤ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う場合はご利用者の同意の上で通常の利用料金の2倍の料金を頂戴いたします。
※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う例
A. 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
B. 暴力行為等が見られる方のサービスを行う場合
C. その他ご利用者の状況等から、適当と認められる場合
- ⑥ キャンセル料金
ご利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。
A. ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合 無料
B. ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合 介護保険適用外料金の50%
- ⑦ お支払方法
請求書をご利用月の翌月15日までにご利用者にお届けしますので、25日までに下記のいずれかの方法でお支払いください。
ア. 当事業所職員への現金でのお支払い
イ. 当事業所にて現金でのお支払い
ウ. 下記の指定口座へのお振り込み
福岡銀行 けやき通り支店
(普) 379579 株式会社親幸 (カブシカイシャ シンコウ)
エ. 口座振替
- ⑧ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更致します。
- ⑨ サービス利用を事前連絡無しに中止した場合、キャンセル料として公定金額全額を、お支払い頂きます。
- ⑩ 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

7. 要介護認定前・ケアプラン作成前にサービスを利用した場合

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただき、要支援または要介護の認定を受けたあと、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（「償還払い」といいます）。ただし、「暫定ケアプラン（暫定居宅サービス計画）が作成されている場合は、現物給付となります。

要介護認定前にサービスを提供した場合には要介護認定後にサービス内容を見直します。

認定が「自立」の場合には、全額自己負担となります。

要支援または要介護の認定を受けていても、「ケアプラン（居宅サービス計画）」が作成されていない場合は償還払いとなり、一旦全額料金をお支払いいただきます。

償還払いの場合は、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した証明書を交付します。

認定結果によって、利用限度額を超えた場合は、その越えた分を負担していただくこととなります。

8. 利用料以外の負担について

水道代・ガス代、ご利用者の自宅で電話を利用した場合の電話代等のご負担となります。家事または介護サービスを提供するために必要不可欠な品物についてはご利用者に準備していただきます。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 中嶋 修一郎

成年後見制度の利用を支援します。

苦情解決体制を整備しています。

研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。

従業者が業務にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10. 事故発生時の対応方法、損害賠償について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、当事業所において、事業所の責任によりご利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。

（あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入済）

ただし、その損害の発生についてご利用者に故意、または過失が認められる場合には、損害賠償責任は免責となる場合があります。

11. 苦情申立窓口

○ 当事務所の苦情および相談窓口

担当者：なごみのさと春日西 訪問介護事業所 管理者 中嶋 修一郎

連絡先 電話 092-558-1571 FAX092-558-1726

受付時間（月～金）午前9時00分～午後6時00分 ※祝日及び12月30日～1月3日を除く

○各保険者

春日市 福祉介護保険担当 電話 092-584-1122

福岡市 東区福祉・介護保険課 電話 092-645-1069 城南区福祉・介護保険課 電話 092-833-4105

博多区福祉・介護保険課 電話 092-419-1081 早良区福祉・介護保険課 電話 092-833-4355

中央区福祉・介護保険課 電話 092-718-1102 西区福祉・介護保険課 電話 092-895-7066

南区福祉・介護保険課 電話 092-559-5125

那珂川市 福祉介護保険担当 電話 092-953-2211

大野城市 福祉・長寿支援課 電話 092-580-1859

太宰府市 福祉・介護保険課 電話 092-921-2121

1 2. 緊急時の対応方法

ご利用者の病状の急変やその他必要な場合には、下記に記載の主治医（かかりつけ医）ならびにご家族等に直ちに連絡し、必要な措置を講じます。

	主治医	ご家族	その他
氏名			
住所			
連絡先			

1 3. 日常的金銭管理・財産管理への対応

事業所は、ご利用者にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理や財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取り扱いしません。

1 4. 秘密の保持と個人情報の保護について

- ① 事業所は正当な理由がない限り、ご利用者に対するサービスの提供に当たって知り得たご利用者またはご利用者の家族の秘密についてご利用者や家族、第三者の生命・身体等に危険がある場合など正当な理由がない限り第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業所は、ご利用者又はその家族から、あらかじめ「訪問介護サービス契約における個人情報使用同意書」で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者又はそのご家族の個人情報を用いません。

1 5. サービス提供に係る記録及び個人情報等の管理について

サービス提供に係る記録及び個人情報等は、事業所の責任においてサービス終了後5年間保存致します。

以上

この重要事項説明を受けた事を証するため、本書2通を作成し、ご利用者と事業所、双方記名押印または署名押印のうえ、各自1通を所持します。

令和 年 月 日

(介護提供者)

住 所	福岡県春日市一の谷 5-16	
事業所名	なごみのさと春日西 訪問介護事業所	
	事業所番号 4073700702	
電話番号	092-558-1575	
説 明 者	管理者 中嶋 修一郎	印
法 人 名	株式会社 親幸	
	代表取締役 塩山 耕起	印
電話番号	092-558-1571	

(介護サービス利用者)

住 所		
氏 名		印
電話番号		

(介護利用者家族代筆)

住 所		
氏 名		印
電話番号		